

## 五ヶ瀬町導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

平成27年国勢調査による五ヶ瀬町の人口は3,887人であり、人口がピークであった昭和30年の9,598人より5,711人減少している。0～14歳の年少人口、15歳～64歳の生産年齢人口についても、人口の推移と比例するように減少傾向が続いており、65歳以上の高齢者が人口の37.6%を占めている。

五ヶ瀬町の産業構造を就業者数で見ると、農業・林業（約37%）が最も割合が高く、次いで医療・福祉（約14%）、建設業（約10%）、卸売・小売業（約8%）と続く。そのほとんどが小規模企業であるが、近年の人口減少や少子高齢化により、労働力及び生産性の確保が課題となっている。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

町内全ての中小企業者に先端設備等の積極的な導入を促すため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

対象地域については、本町における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象地域は、町内全域を対象とする。

#### (2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本町の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる全業種・全事業を対象とする。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

先端設備等の導入の促進に際し、中小企業者は次の事項に配慮することとする。

(1) 先端設備等の導入が、人員削減を目的としたものではないこと。

(2) 先端設備等の導入が、公序良俗に反する取組とならないこと。

(3) 反社会的勢力との関係が認められないこと。

(4) 町税の滞納がないこと。